

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪滋慶学園 出雲医療看護専門学校 学則(以下、「学則」という。)第20条から第22条、学校法人大阪滋慶学園 出雲医療看護専門学校学則実施細則(以下、「細則」という。)第11条から第13条の規定に基づき、授業科目の評価及び単位修得の認定を行うために必要な事項を定める。

(授業科目、単位数及び時間数)

第2条 細則第11条の規定に基づく学年別教育計画については、教育課程進度表のとおりとする。

(授業科目の履修)

第3条 学生は、年度ごとに提示される各学年の教育課程進度表、及び授業時間割表を確認し、これを履修しなければならない。

2 高学年次の者は低学年次の授業科目を履修することはできるが、低学年次の者は高学年次の授業科目を履修することはできない。

3 臨地実習・臨床実習における履修要件は、学科の内規に規定する。

(授業科目の履修方法)

第4条 各授業科目の履修は、各学年の所定の授業時間割により履修する。

2 本学校の授業時間は次のとおりとする。ただし、臨地実習・臨床実習では以下の時間帯を異にする場合がある。

一 1時限 9時00分～10時30分

二 2時限 10時40分～12時10分

三 3時限 13時10分～14時40分

四 4時限 14時50分～16時20分

(欠席・欠課)

第5条 講義は2時限(90分)のうち3分の2以上(60分以上)、実習は1時限(60分)のうち3分の2以上(40分以上)何等かの事由により受講しなかった場合は欠課とみなす。

2 1日の授業時間の多少にかかわらず、所定の時間割に計画されている授業・実習・教科外活動などに全て出席しなかった場合は1日の欠席とする。

3 病気その他やむを得ない理由により欠席または欠課する場合は、欠席・欠課届を提出しなければならない。ただし事前に提出できなかった場合は、原則として欠席又は欠課事由消失の翌日に提出しなければならない。

4 病気、怪我などによる欠席が7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えて欠席・欠課届を提出しなければならない。

5 天災地変による出席不能、交通機関の事故及び感染性疾患等により出校停止する場合も同等の手続きを行う。

(再履修)

第6条 細則12条第3項に基づき再履修を行う者は、講義・演習の場合は、当該科目の次年度の授業時間割表に基づき再履修し、臨地実習・臨床実習の場合は単位修得の認定に必要な時間の取得が可能な時期に再履修する。

(単位の認定及び成績の評価)

第7条 講義、演習による授業科目の評価は、所定の授業終了後、筆記試験を原則として、必要に応じて口述試験、レポート、実技試験により担当講師が行う。

- 2 単位取得の認定の評価を受ける資格を有する者は、出席時間数が講義、臨地実習・臨床実習の規定時間数の3分の2以上に達している者とする。
- 3 各授業科目1単位(おおむね15～30時間)の講義を終了した後、試験を行う。
- 4 成績評価は100点法とし、60点以上をもって単位認定とする。
- 5 成績評価は、原則として各学期または授業科目の履修期間が終了した時に行う。
- 6 成績の表示は4段階とし、優(80～100点)良(70～79点)可(60～69点)不可(60点未満)とする。
- 7 海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行なう。

GPAは1単位あたりの平均を意味し、その算出方法は以下のとおりである。

- ①6の評語を持って表した評価を5段階評価(A、B、C、D、F)に置き換え、その評価を4から0までの点数(GP:Grade Point)に置き換える。
- ②置き換えた点数(GP)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和(GPT:Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

【5段階評価】

成績の表示は5段階とし、A(90点以上-GP4)、B(80～89点-GP3)、C(70～79点-GP2)、D(60～69点-GP1)、F(59点以下-GP0)とする。

<計算例>

各授業科目で得たGPと当該授業科目の単位を乗じた合計が40であり、各授業科目の総単位数が20の場合、GPAは2.00となる。

- 8 1科目を複数の講師で評価をした場合は、評価計画に基づいて当該科目の評価を行う。
- 9 臨地実習・臨床実習の科目評価は所定の実習評価表で行う。
- 10 各学期末に授業科目の評価および単位修得状況を学生に通知する。評価結果について疑義のある者は申し出ることが出来る。

(定期試験)

第8条 定期試験とは前条第1項から第7項の規定に基づき行う試験をいう。

- 2 定期試験は、原則として当該授業科目の授業が終了する毎に行う。ただし、授業時間の多い科目については、臨時試験を行なうこともある。
- 3 定期試験は、原則、担当講師により通常の時間帯に行なう。

(追試験)

第9条 追試験とは、やむをえない事由により定期試験を受験できなかった者に対し、受験できなかった授業科目について行う試験をいう。

- 2 追試験を受験しようとする者は、細則第12条第5項の規定により学年担任教員に追試験願を提出しなければならない。この際の提出期限は事由消失後すみやかに申し出るものとする。追試験願が受理されたものは学年担任教員の指示に従い試験を受ける。
- 3 やむをえない事由とは、定期試験当日における次の場合とする。
 - 一 本人の病気、負傷
 - 二 自然災害
 - 三 公共交通機関の運休、遅延
 - 四 2親等以内の葬儀
 - 五 その他学校長が認める理由
- 4 病気、負傷およびその他やむを得ない正当な事由の場合は、その事由が証明できるものを提出しなければならない。
- 5 追試験は当該年度中に行い、また、通常の授業時間外に実施する。
- 6 学科試験成績は素点の8割をもって成績記入する。

(再試験)

第10条 再試験とは、定期試験又は追試験を受験して、不合格となった授業科目がある者に対して、当該授業科目について改めて行う試験をいう。

- 2 定期試験の不合格者とは、一授業科目の評価（100点満点）が60点未満の者をいう。
- 3 追試験の不合格者とは、一授業科目の評価（100点満点）が75点未満の者をいう。
- 4 複数の講師が分割して実施した授業科目の評価の平均点が60点に満たないものは複数すべての講師の再試験を受けるものとする。
- 5 再試験は1回限りとする。ただし、学校長が認めた場合はこの限りではない。
- 6 再試験は原則として当該年度に行い、また、通常の授業時間外に実施する。
- 7 再試験は60点以上をもって合格とする。但し成績記入にあたっては60点とする。
- 8 再試験の実施時期は、原則、試験実施日の1週間前までに告示するものとする。
- 9 再試験を受けようとする者は、細則第12条第5項の規定により再試験願を担任教員へ、本人に通告した日から3日以内に提出しなければならない。
- 10 再試験は、再試験受験票を提示し受けなければならない。
- 11 再試験を受けるにあたり、再試験料を支払う。

(再試験の不合格者)

第11条 再試験で不合格になった者は、当該授業科目を再履修しなければならない。

(筆記試験の方法)

- 第12条 試験は、原則、担当講師により個別に随時通常の授業時間帯に実施する。
- 2 試験時間は、科目ごとの運用とする。
 - 3 試験を受けるときは学生証を提示する。学生証を忘れた場合は、仮発行願により仮学生証を提示しなければならない。
 - 4 受験する学生は、特別の指示がない限り試験開始5分前に指定の教室へ入室を完了していなければならない。
 - 5 受験者の遅刻は、その事由により当該試験開始後、試験時間の3分の1以内の場合は認めるが、試験時間の延長はしない。
 - 6 試験に関して不正行為があった者には、その年度の当該学期の授業科目の評価を受ける資格を失う。学則26条の懲戒の対象となることがある。

(実習の評価)

- 第13条 実習評価は、学校長が定める各科目実習時間数及び実習評価を基に行ない、各科目の実習が終了した時点で行なう。
- 2 実習評価においては総合点が60点以上を合格とし、不合格の者は再実習を行なうことができる。

(再実習)

- 第14条 再実習とは、前条に基づき当該科目の実習を改めて行うことをいう。
- 2 再実習の時間及び内容は、学科会議で協議して定める。
 - 3 再実習を受けようとする者は、評価受領後3日以内に再実習願を担当教員へ提出しなければならない。
 - 4 再実習の評価は、60点以上であっても60点とする。
 - 5 再実習を受けるにあたり、再実習料を支払う。

(再実習の不合格者)

- 第15条 再実習の不合格者は、次年度に当該科目の実習を再履修し、第13条に準じて評価を受ける。
- 2 臨地実習・臨床実習は次年度に当該科目の実習を再履修し、第7条9項に準じて評価を受ける。
 - 3 前項により実習を再履修する者は、1科目につき1回に限り再実習をすることができる。再実習をして合格した場合の評価は60点とする。

(補習実習)

- 第16条 補習実習とは、実習の規定時間に満たない場合に行う実習をいう。
- 2 補習実習は、当該実習終了後の長期休暇など所定の時間以外で行い、方法は各学科の内規で定める。

(追実習)

第17条 追実習とは、やむをえない事由により臨地実習・臨床実習を受けられなかった者に対し、受けられなかった実習科目について行う実習をいう。

- 2 やむをえない事由とは、追試験の事由に準ずる。また、その場合は証明できるものを提出しなければならない。
- 3 追実習を受けようとする者の手続きは追試験と同様の手続きでおこなう。
- 4 追実習は当該年度中に行い、また、通常の授業時間外に実施する。
- 5 追実習の成績は素点のままとする。

(履修計画等)

第18条 復学者または原級に留まった者は、4月の始業日までに履修計画を提出しなければならない。

- 2 復学者または原級に留まった者は既単位修得認定科目の履修について教員と相談の上決定する
- 3 復学者または原級に留まった者が、既単位修得認定科目を受講する場合は該当科目の全時間数を出席するものとする。ただし評価は受けない。

(入学前の授業科目の履修等)

第19条 学則第22条第1項及び第2項の規定に基づき、入学前の既習科目の単位認定を申請しようとする者は、入学後2週間以内に次号にあげる書類を添えて既習得単位認定願を提出しなければならない。

- 一 学則第22条第1項及び第2項に示された大学等の発行した授業内容がわかる書類
 - 二 学則第22条第1項及び第2項に示された大学等の発行した履修証明書(学業成績評価の基準、単位数、時間数を記載したもの)
- 2 既習科目認定申請された既習内容の評価の結果、履修認定された科目については既習得単位認定通知書により学生に通知する。不認定の場合は、既習得単位不認定通知書を通知する。
 - 3 単位認定された既習科目の履修証明書評価欄には「認」と記載する。
 - 4 認定科目を受講する場合、担当科目の講師の了解を得て受講する。

(進級の認定)

第20条 進級は原則、次の各号を満たしていなければならない。

- 一 出席すべき日数の3分の2以上出席していること
 - 二 各学年の教育課程進捗表に示されている授業科目を認定された場合
ただし、不認定科目がある場合は各学科の内規により対応する。
- 2 認定の最終判定は進級判定会議の議を経て学校長が決定する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成31年4月1日から施行する。